

【重要】ホンダオートオークション規約及びクレーム裁定基準表改定のご案内

平素はホンダオートオークションをご利用いただき誠にありがとうございます。
ホンダオートオークション規約及びクレーム裁定基準表を改定いたします。改定内容をご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

2023年1月9日開催分より適用

改定前					改定後				
ホンダオートオークション規約 第1章 総則					ホンダオートオークション規約 第1章 総則				
第4条 4.事務局の休業日は基本的に毎週水曜日とし、営業時間は9:00～18:00とする。 なお、運営上での各締切日が休業日となる場合は翌営業日を締切日とする。					第4条 4.事務局の休業日は基本的に毎週火曜日・水曜日とし、営業時間は9:00～18:00とする。 なお、運営上での各締切日が休業日となる場合は翌営業日を締切日とする。				
ホンダオートオークション規約 第10章 書類(名義変更)および自動車税未経過分相当額預かり金					ホンダオートオークション規約 第10章 書類(名義変更)および自動車税未経過分相当額預かり金				
第54条(車両の移転登録) 1.出品店は成約車両に関する以下に定める移転登録または抹消登録関係書類を、オークション開催日より3日以内に主催者に出品店の責任で到着するよう、送付しなければならない。 (1)移転登録書類 ②自動車税納税証明書 ③継続検査用納税証明書(必要な場合はOCRシート等) 1)自動車税納税証明書の電子化対応により継続検査用納税証明書の発行が不可の場合、出品店は納税確認(システム反映済み)を行ったうえ主催者に移転登録関係書類を提出する。 2)自動車税の未納(システム反映期間による未反映で継続検査用納税証明書の送付がない場合も含む)が確認された場合は、出品店は速やかに納税を行う(システム未反映の場合は納税証明書を送付)とともに、本条3.(1)の遅延損害金とは別にクレーム裁定基準により落札店に対し不備損害金1万円を支払うものとする。 ※軽自動車は電子化未対応のため③継続検査用納税証明書を添付する 3.出品店は第1項に記載された書類(移転登録書類の②自動車税承認請求書、③リサイクル券、④継続検査用納税証明書および抹消登録書類の③リサイクル券を除く)の主催者への渡しを遅延した場合、以下の登録書類遅延損害金を落札店に支払うものとする。 3)出品店は第1項第1号移転登録書類のうち、軽自動車の④継続検査用納税証明書について、車検有効期限満了日が開催月の翌年度5月末日までの場合、落札店より申出があった日から30日以内に主催者に提出するものとする。その間に提出できなかった場合、主催者は提出できないものと判断し、出品店は書類不備損害金として一律金10,000円を落札店に支払うものとする。 ※4月および5月開催分は納付期限内として対象外とする。					第54条(車両の移転登録) 1.出品店は成約車両に関する以下に定める移転登録または抹消登録関係書類を、オークション開催日より3日以内に主催者に出品店の責任で到着するよう、送付しなければならない。 (1)移転登録書類 ②自動車税納税証明書 ※軽自動車については、その旨を出品票に記載しなければならない ③継続検査用納税証明書(必要な場合はOCRシート等) 1)車検有効期限満了日が開催月の翌年度5月末日までの車両は、原則として電子データにより納税確認を行うものとする。 2)自動車税の未納が確認された場合は、出品店は速やかに納税を行うとともに、本条3.(1)の遅延損害金とは別にクレーム裁定基準により落札店に対し不備損害金1万円を支払うものとする。 3)システム未反映の場合は、出品店は速やかに納税証明書を送付することとする。 ⇒削除 2.出品店は第1項に記載された書類(移転登録書類の②自動車税承認請求書、③リサイクル券、④継続検査用納税証明書および抹消登録書類の③リサイクル券を除く)の主催者への渡しを遅延した場合、以下の登録書類遅延損害金を落札店に支払うものとする。 3) ⇒削除				
クレーム審査規定 第4条(免責事項)					クレーム審査規定 第4条(免責事項)				
以下の各号に定めるクレームについては、出品店を免責とし、原則として契約解除および落札価格の減額等の対象より除外する。 (事象内容により特例裁定基準を設けるP32)					以下の各号に定めるクレームについては、出品店を免責とし、原則として契約解除および落札価格の減額等の対象より除外する。 (事象内容により特例裁定基準を設けるP33)				
クレーム裁定基準表					クレーム裁定基準表				
項目	受付期間			基本対応・裁定基準	項目	受付期間			基本対応・裁定基準
	自由 受取	ネット	店頭 受取			自由 受取	ネット	店頭 受取	
初年度登録月違い	書類発送日を 含む7日以内			契約解除:全手数料等(ノーペナルティ)	初年度登録月違い	書類発送日を 含む7日以内			減額3千円/月または契約解除:全手数料等(ノーペナルティ) 但し新しい場合はノークレームとする
色替え車 (後述ワゴンを含む)	当日	6日	対象外	契約解除:全手数料等(ノーペナルティ)	色替え車 (後述ワゴンを含む)	6日	6日	対象外	契約解除:全手数料等(ノーペナルティ)
マイルメーター表示なし	6日			契約解除:ペナルティ1万円+全手数料等	マイルメーター表示なし	6日			契約解除:全手数料等(ノーペナルティ)
カーステレオ	6日			中古部品価格相当の減額または中古部品支給	削除				
シフト AT⇄MT 位置違い・段違い	6日			契約解除:全手数料等(ノーペナルティ)	シフト AT⇄MT	6日			契約解除:全手数料等(ノーペナルティ) ※位置違い・段違いはノークレームとする
新車時保証書 有⇄無 保証期間外	落札金額20万円以下	書類発送日を 含む7日以内		減額1万円	新車時保証書 有⇄無 保証期間外	書類発送日を 含む7日以内		減額1万円または契約解除:全手数料等(ノーペナルティ) 但し落札金額20万円以下の車両は減額1万円	
	落札金額100万円未満			減額2万円または契約解除:全手数料等(ノーペナルティ)					
	落札金額100万円以上			減額3万円または契約解除:全手数料等(ノーペナルティ)					
新車時保証書 有⇄無 保証期間内 (継承可能)	落札金額20万円以下	書類発送日を 含む7日以内		減額3万円または契約解除:全手数料等(ノーペナルティ)	新車時保証書 有⇄無 保証期間内 (継承可能)	書類発送日を 含む7日以内		減額1万円または契約解除:ペナルティ1万円+全手数料等 新車登録から 1年未満 減額5万円または契約解除:ペナルティ1万円+全 手数料等 1年以上～ 3年未満 減額3万円または契約解除:ペナルティ1万円+全 手数料等 3年以上～ 5年以下 減額2万円または契約解除:ペナルティ1万円+全 手数料等	
	落札金額100万円未満			減額4万円または契約解除:ペナルティ2万円+全手数料等					
	落札金額100万円以上			減額5万円または契約解除:ペナルティ2万円+全手数料等					
エアコン不良	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	エアコン不良	6日	対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。		
サンルーフ・パワースライドドア不良	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	サンルーフ・パワースライドドア不良	6日	対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。		
セルモーター・ジェネレーター不良	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	セルモーター・ジェネレーター不良	6日	対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。		
計器類不良(オドメーター除く)	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	計器類不良(オドメーター除く)	6日	対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。		
警告灯点灯	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	警告灯点灯	6日	対象外	ディーラーで確認を行い、不具合内容の裁定基準に準ずる		
					充電ケーブル欠品 (標準装備品に限る)				
					6日				
					中古部品価格相当の減額または中古部品支給				
ハイブリッドシステム不良	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	EV・ハイブリッドシステム不良	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。		
マフラー不良	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	マフラー不良	6日	対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。		
クラッチ滑り	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	クラッチ滑り	6日	対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。		
ドライブシャフト不良	6日	対象外	新車登録から10年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。	ドライブシャフト不良	6日	対象外	新車登録から5年以内で、かつ走行10万キロ未満の車両までが対象。事務局への申告およびディーラーでの確認が必要。		
					上記以外の機関の不良				
					6日				
					対象外				
納税証明書の提出遅延 (自動車税納付確認電子化対応済みを除く)					書類不備損害金として落札店に1万円を支払うものとする。 (落札店より申し出のあった日から30日)				
					削除				

ご不明な点がございましたら、会場スタッフにお問い合わせください。

北海道会場：TEL 0123-28-8609 仙台会場：TEL 0223-25-8609 東京会場：TEL 042-540-8609
名古屋会場：TEL 052-603-8609 関西会場：TEL 078-391-8609 九州会場：TEL 0942-52-8609